

相談支援事業所 とまと



【 事業所の営業日及び営業時間 】

営業日 月曜日から金曜日までとなります。

ただし、国民の祝日、お盆、年末年始の期間を除きます。

営業時間 午前8時30分から午後5時までとなります。

【 サービス内容 】

支給決定時（サービス利用支援・障害児支援利用援助）

- ・支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成します。
- ・支給決定又は変更後、関係者との連絡調整、計画の作成をします。

支給決定後（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）

- ・厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。（モニタリング）
- ・関係者との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請を行います。

【 ご利用できる方 】

原則として丸亀市・善通寺市・坂出市・多度津町・宇多津町・琴平町及びまんのう町にお住まいで支援を必要とする障がい児・者及びその家族です。

【 ご利用方法 】

直接、ご来所いただくか、お電話、FAX、メールにてご相談ください。こちらから、お伺いすることもできます。相談は無料です。秘密は厳守いたします。

【 お問い合わせ先 】

社会福祉法人 塩屋福祉会 相談支援事業所とまと
〒763-0052 香川県丸亀市津森町宮浦762番地1
TEL 0877-89-6352 080-3924-3033(直通)
メールアドレス yell2@ma.pikara.ne.jp